

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所 宮古支部 執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

盛岡地方裁判所宮古支部

裁判所書記官 工 藤 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 2 0 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 2 7 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 2 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 盛岡地方裁判所宮古支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 1 2 日 午後 1 時 1 0 分 場 所 盛岡地方裁判所宮古支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 2 月 1 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 630, 000 2, 104, 000	一括	526, 000	30, 604	0
1	1, 970, 000				
2	660, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 宮古市山口三丁目 |
| | 地 番 | 2 5 8 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 9 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宮古市山口三丁目 2 5 8 番地 |
| | 家屋 番号 | 2 5 8 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 3 . 6 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年11月 5日

盛岡地方裁判所宮古支部

裁判所書記官 工 藤 保

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 宮古市山口三丁目 |
| | 地 番 | 2 5 8 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 9 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宮古市山口三丁目 2 5 8 番地 |
| | 家屋 番号 | 2 5 8 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 3 . 6 1 平方メートル |



令和7年(ケ)第4号
令和7年5月26日受理
令和7年7月29日提出

現況調査報告書
(物件1、2)

盛岡地方裁判所 宮古支部
執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|------|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 宮古市山口三丁目 |
| | 地 | 番 | 258番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 219.00平方メートル |
| | | | 所有者 A |
| 2 | 所 | 在 | 宮古市山口三丁目 258番地 |
| | 家屋番号 | | 258番 |
| | 種 | 類 | 居宅 |
| | 構 | 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床面積 | | 83.61平方メートル |
| | | | 所有者 A |

不動産の表示	「物件目録（物件１、２）」のとおり													
住居表示	宮古市山口三丁目５番８号													
土地	物件１													
現況地目	■宅地（物件１）													
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐													
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）													
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり													
建物	物件２													
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：													
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>床面積：</td> </tr> </table>		{	種類：	{	構造：	{	床面積：						
{	種類：													
{	構造：													
{	床面積：													
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を空住居として管理・占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）													
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり													
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年（ ）第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		{	地方裁判所	支部	平成	年（ ）第	号	{	保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年（ ）第	号									
{	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、西側及び北側で宮古市が所有する公衆用道路（地番57番1）に接面している。
現況、本土地の西側で幅員約4.2メートルの舗装市道「山口団地北2号支線」に、北側で幅員約3.8メートルの舗装市道「山口団地北2号線」に接面している。
- 3 本土地には草木が繁茂している（写真2参照）
- 4 本土地には、土地への定着性がない工作物が存在する。（写真4参照）

■物件2 建物関係

- 1 本建物の南東部分に亀裂のある部分がある。（写真3参照）
- 2 本建物には、雨漏りがしていると思われる部分がある。（写真9参照）
- 3 本建物内の状況から、現在居住している者はおらず、本建物は空住居の状態にあると認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
D (担保権者使用人)	物件2建物については、令和5年3月ころ、当時の担当者が、Aが居住していることを確認していました。その後、令和5年7月にはAに介護が必要であるとの情報を得ています。令和7年5月に訪問した際には応答がありませんでした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年5月26日(月)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和7年5月26日(月)	執行官室(郵便)	宮古市役所へ課税関係資料申請
令和7年5月26日(月)	執行官室(FAX)	宮古市役所へ道路照会
令和7年6月2日(月)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料追加申請
令和7年6月20日(金)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和7年6月24日(火) 11:15—11:20	物件所在地	物件確認、外観調査
令和7年7月14日(月) 10:50—11:30	物件所在地	E立会いのもと、物件に立入り調査 評価人同行
令和7年7月25日(金) 9:00—9:05	執行官室(電話)	Dに聴取

(特記事項)

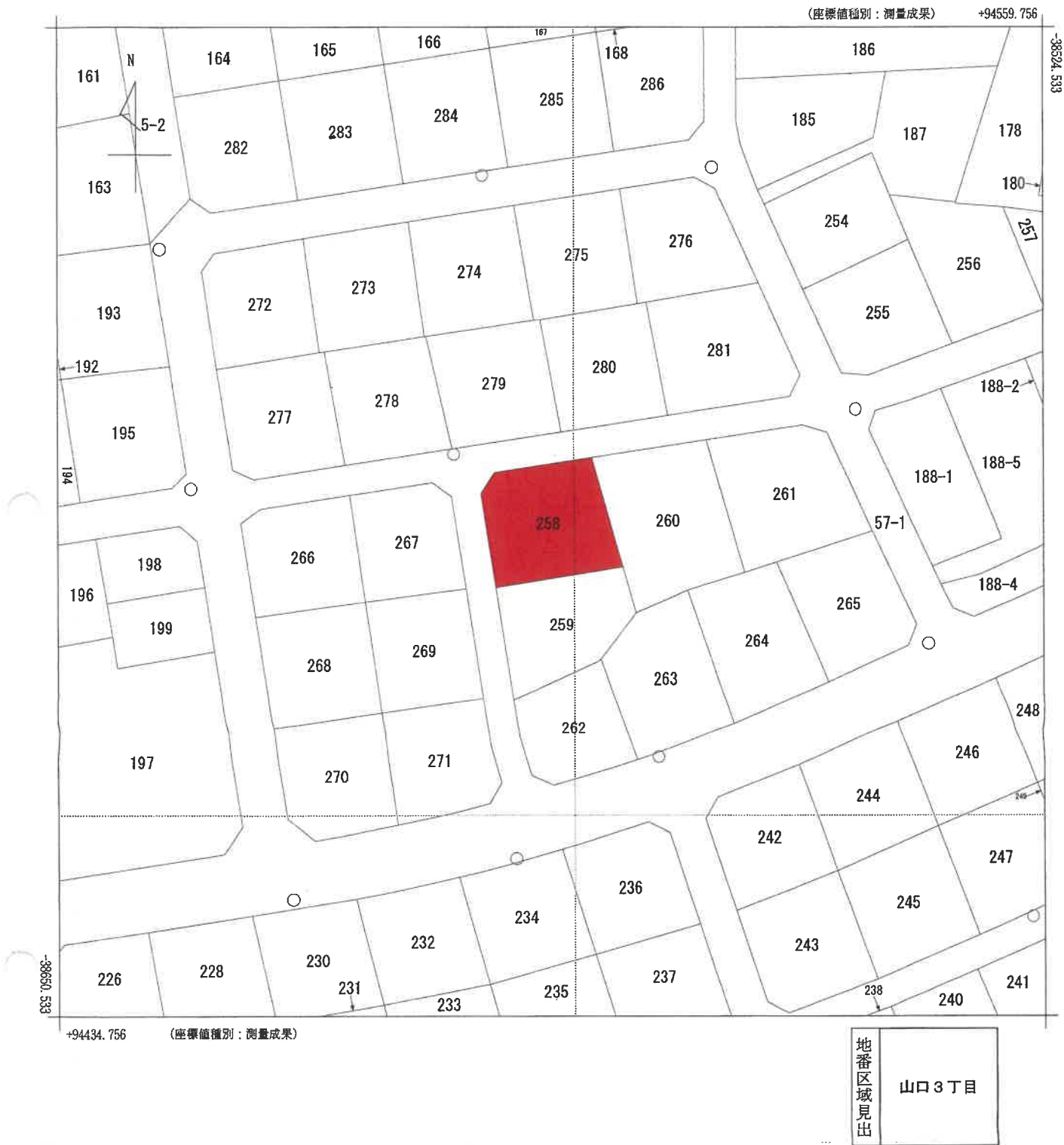
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年7月14日
目的物件は不在であったので、解錠技術者に解錠させ、立会人Eを立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小



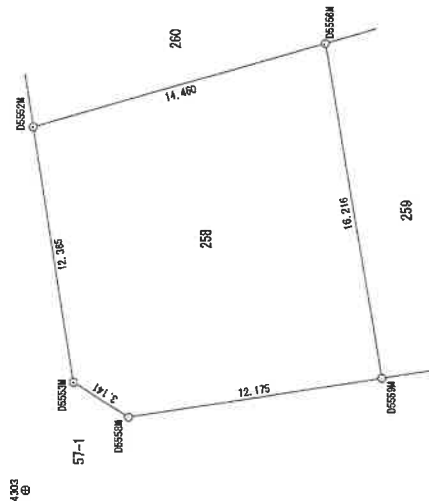
請求部	所在	宮古市山口三丁目				地番	258番			
出力尺	1/500	精度区	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	令和3年12月10日				備付年月日(原図)	令和4年1月26日		補記事項		

A3判をA4判に縮小

地積測量図

地番 258

土地の所在 宮古市山口三丁目



地番	258				備考
算出点	X座標 (X _n)	Y座標 (Y _n)	点間距離		
D552M	-38579.242	94502.238	14.460		
D553M	-38563.154	94506.182	16.216		
D554M	-38595.825	94490.187	12.175		
D555M	-38583.792	94488.329	8.141		
D552M	-38581.144	94490.020	12.365		
計算方法	$2P = \sum [X_n (Y_{n+1} - Y_{n-1})]$				
面積	438.014743				
地積	218.0073715				
地積	218.00				m ²

点名	X座標	Y座標	境界	境界	備考
4302	-38583.154	94451.482	4線境界点	境界点	
4303	-38578.813	94484.891	4線境界点	境界点	
4304	-38573.053	94536.841	4線境界点	境界点	

境界点名	境界線の種類
00000S	標石
00000P	プラスチック杭
00000G	コンクリート杭
00000H	プレート
00000R	鉄
00000I	表示杭
00000N	初め
00000K	旗・その他角
00000X	計算点

出典地籍簿 (測量成果2011)
平面位置関係調査の図書又は記号：X
一筆地積測量年月日：令和3年9月17日

作業機関

縮尺

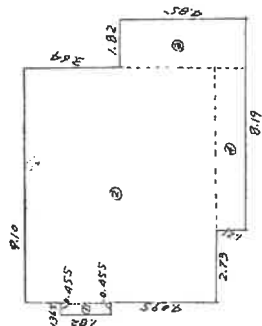
計画機関

縮尺 1/250

614259

建物階平面図

家屋番号	258
建物の所在	宮古市大字山口三丁目 258



床面積

1	1.82	x	0.455	=	0.8281
2	9.10	x	7.28	=	66.2480
3	4.85	x	1.82	=	8.8270
4	6.97	x	1.21	=	7.7077
5				=	0.2108
6				=	0.2108

縮尺 1/200 1/500

(岩手県土地家屋調査士会用紙)

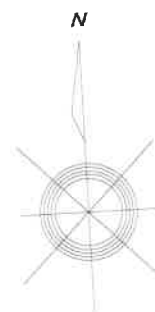
549.2.22

A3判をA4判に縮小

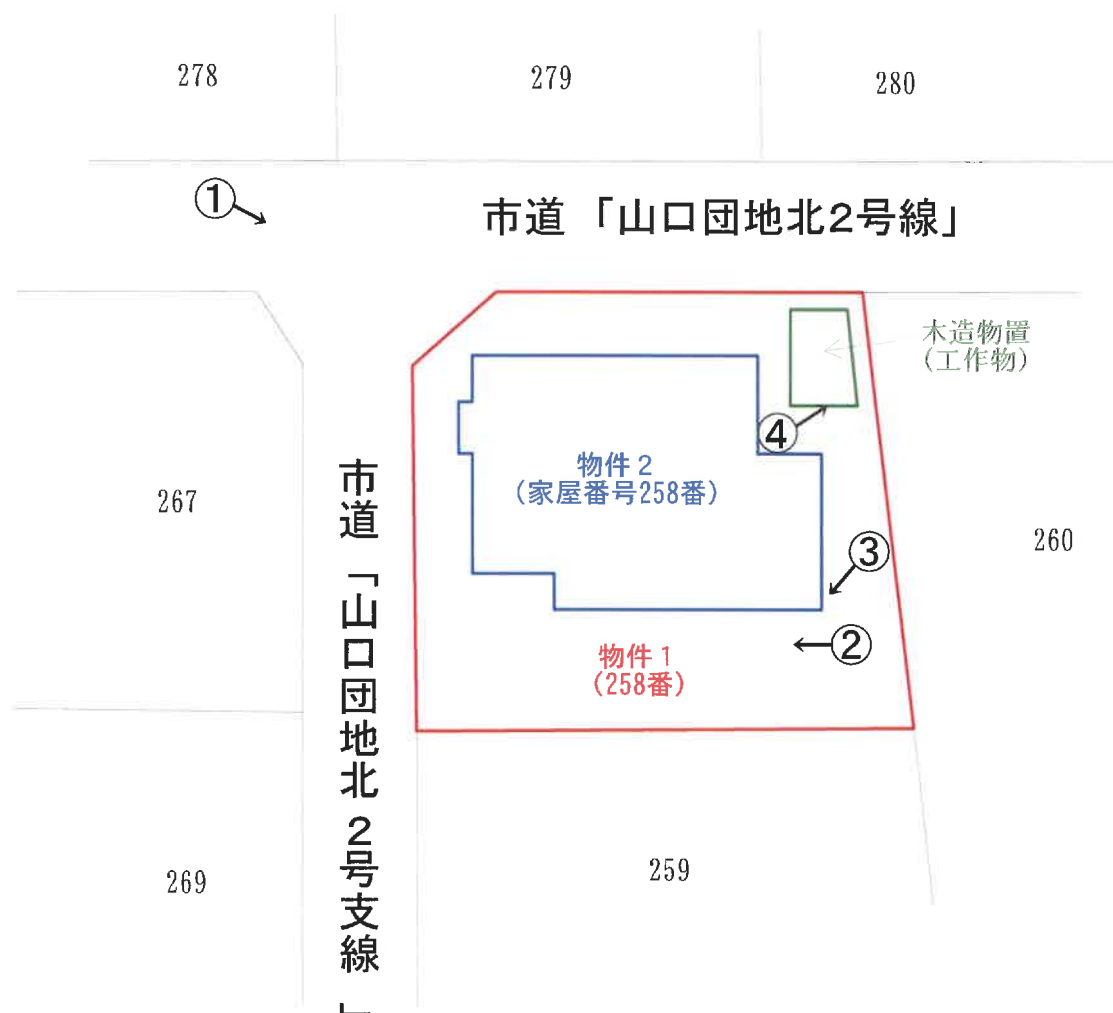
昭和 49. 2. 22

作製年月日	昭和 49 年 2 月 20 日
作製者	
申請人	

令和7年(ケ)第4号 土地建物位置関係図



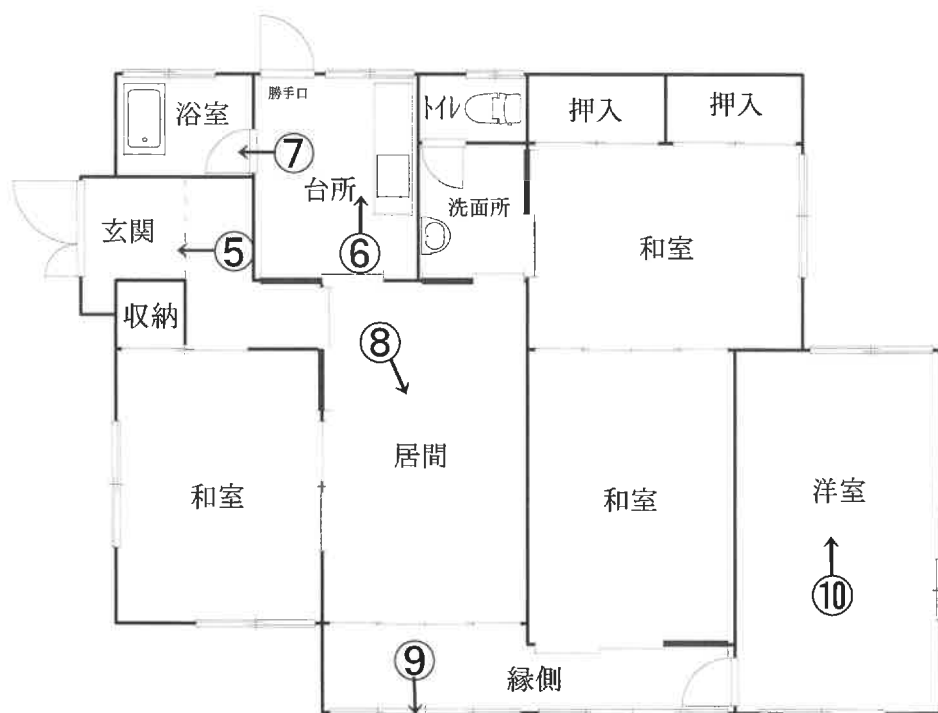
S=1/250



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。

令和7年(ケ)第4号

物件 2 建物間取図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真3



写真4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 1 0



(1 5 枚目)

令和 7 年（ケ）第 4 号
令和 7 年 7 月 14 日 現地調査
令和 7 年 8 月 2 日 評価

盛岡地方裁判所宮古支部 御中

評 価 書
(物件 1 ・ 物件 2)

評価人 不動産鑑定士

有 岡 智 昭

第1 評価額

一括価格	
物件1、2	金 2,630,000円
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,970,000円
物件2(建物)	金 660,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	宮古市山口三丁目 258番 宅地 219.00平方メートル	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	宮古市山口三丁目 258番地 258番 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 83.61平方メートル	同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 山田線「宮古」駅の北西方・道路距離約1.7 k m 最寄りバス停「山口団地」の東方・道路距離60m（徒歩約1分） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 第1種低層住居専用地域 60% 100% 指定なし 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地間奥行形状その他	219.00㎡ 約14m 約14m 台形（隅切りあり） 角地
接面道路の状況	物件1は、西側で幅員約4.2mの舗装市道「山口団地北2号支線」（建築基準法上の道路）に約0.4m～0.7m程度高く接面し、北側で幅員約3.8mの舗装市道「山口団地北2号線」（建築基準法上の道路）に0.4m～約1.4m程度高く接面する。	
土地の利用状況等	物件1は、所有者が物件2の敷地として使用・占有している。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは、対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
特記事項	接面道路沿いに設置されたコンクリートブロック擁壁に、クラックが多数生じている。 北東側角付近に木造物置（工作物）が設置されている。 土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は、指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 物件1は、周知の埋蔵文化財包蔵地「稲久保遺跡」に該当する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和43年11月25日新築 経過年数 57年 経済的残存耐用年数 認められない
仕 様	構 造： 木造 屋 根： トタン板 外 壁： サイディング 外 内 壁： 繊維壁、じゅらく壁、化粧合板 外 天 井： 化粧合板、ジプトーン 外 床： フローリング、畳、クッションフロア 外 設 備： 電気、給排水設備等一式 その他： 特になし (注) 建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積(現況)	「第3 目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 建物間取図のとおり
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	物件2は、所有者が空住居として管理・占有している。
特記事項	軒天上に大きなクラックが複数生じている。 外壁のサイディングに色褪、著しいチョーキングが生じている。 屋根のトタン板全体に塗料の剥離や発錆が見られる。 基礎にクラックが複数見られる。 内壁に、繊維壁が経年劣化により剥がれ落ちた箇所や汚れた箇所が多数見られる。 1階和室の床に著しい沈み込みが生じている。 縁側の天井に雨漏りによるシミ跡が多数見られる。 窓枠の一部は木製である。 建物内に家具、家電及び日用品雑貨類等が残置している。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	38,400	1.04	219.00	0.5	4,370,000

ア 標準画地価格：地価公示標準地 宮古-4

標準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $40,100 \text{ 円/㎡} \times 98.6/100.0 \times 100.0/103.0 \times 100.0/100.0 \div 38,400 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：地価公示標準地の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+3.0%

◇地域格差：なし

イ 個別格差：方位+1.0%、角地+3.0% 相乗積+4.0%

ウ 地 積：公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率：建物が著しく老朽化していること、コンクリートブロック擁壁にクラックが多数生じていること等を考慮し-50.0%と査定した。

② 物件2（建物）

前記のとおり、物件2は新築後57年以上が経過しており、経済的残存耐用年数は認められず、屋根トタン板や外壁サイディングに著しい劣化、雨漏り、床に沈み込みが見られる等老朽化が顕著で、市場価値は認められないことから、一式で金1万円（備忘価格）と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	4,370,000	0.25	法定地上権	1,090,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②) ア	土地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (7±イ)×ウ×エ×オ
1	4,370,000	－ 1,090,000		1.0	0.6	1,970,000
2	10,000	＋ 1,090,000	1.0	1.0	0.6	660,000
一括価格 (合計)						2,630,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：必要がないものと判断した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示標準地 [宮古－4]

所 在：宮古市山口三丁目283番

価 格：40,100円/㎡

位 置：バス停「山口団地」の北方・道路距離210m

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：207㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：南側4.9m舗装市道

用途指定等：第1種低層住居専用地域

(建ぺい率60%，容積率100%)

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料の表示

位置（所在）図

公図写

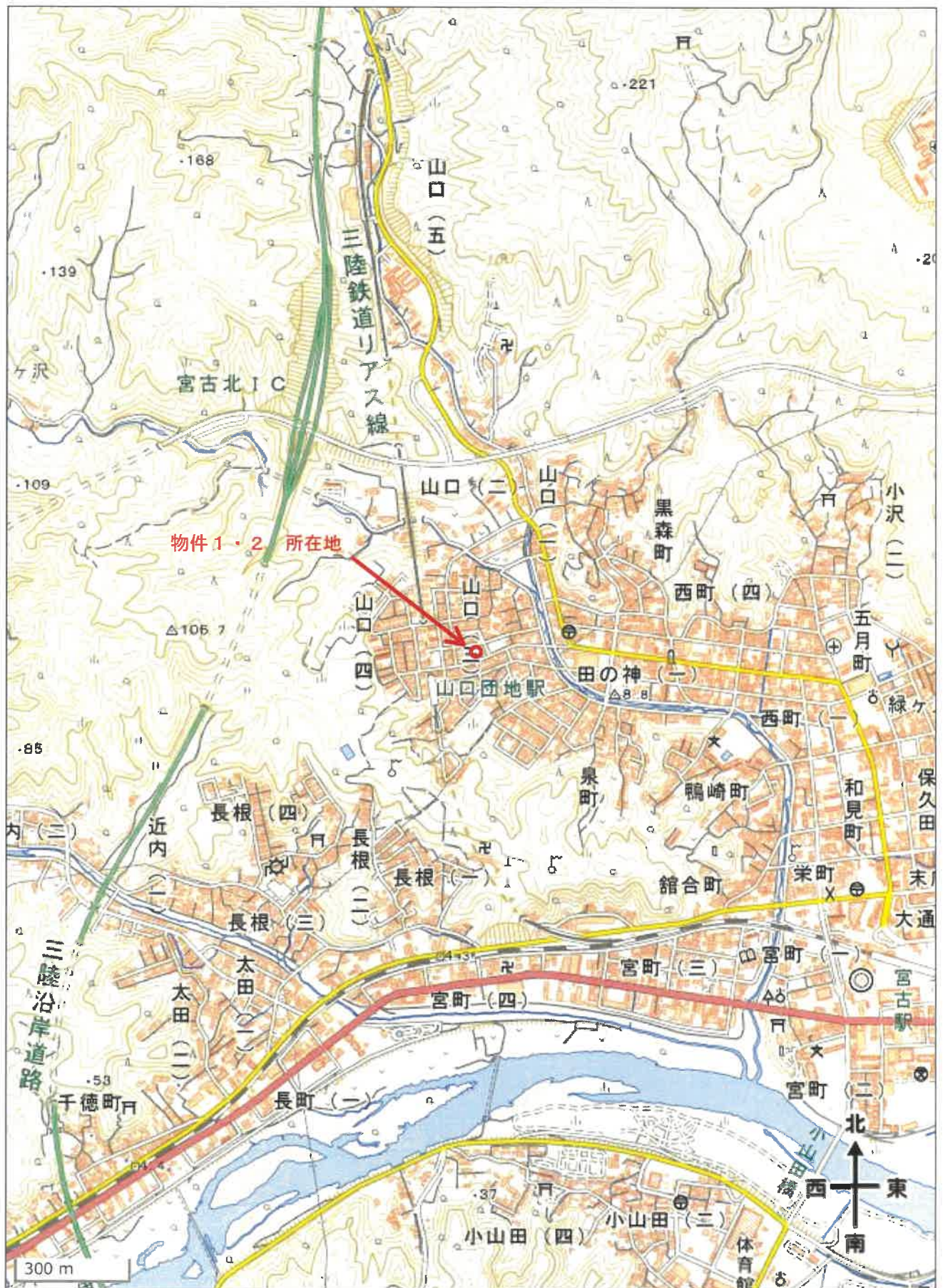
建物図面・各階平面図写

土地建物位置関係図

建物間取図

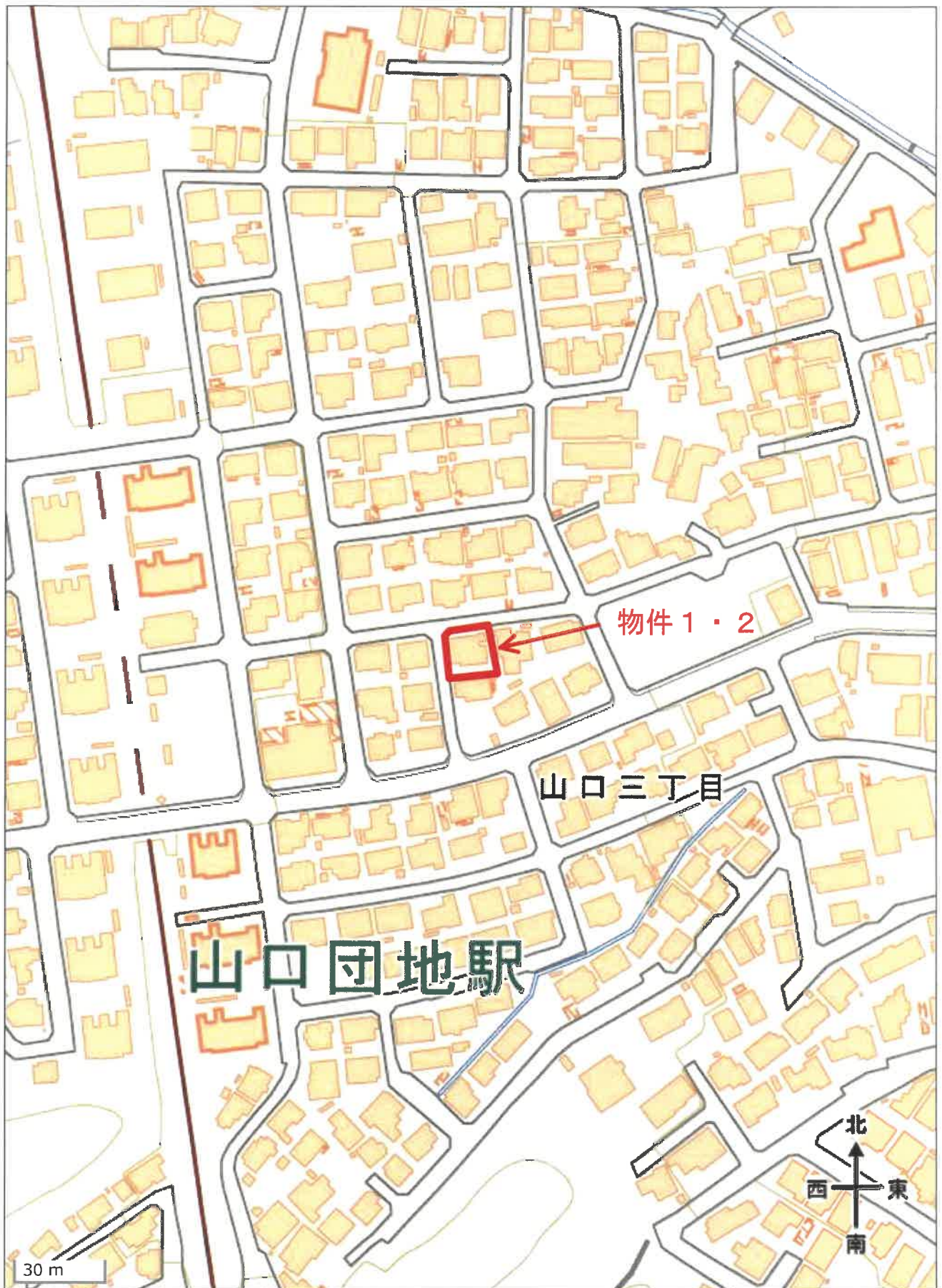
以 上

位置（所在）図



※ 国土地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

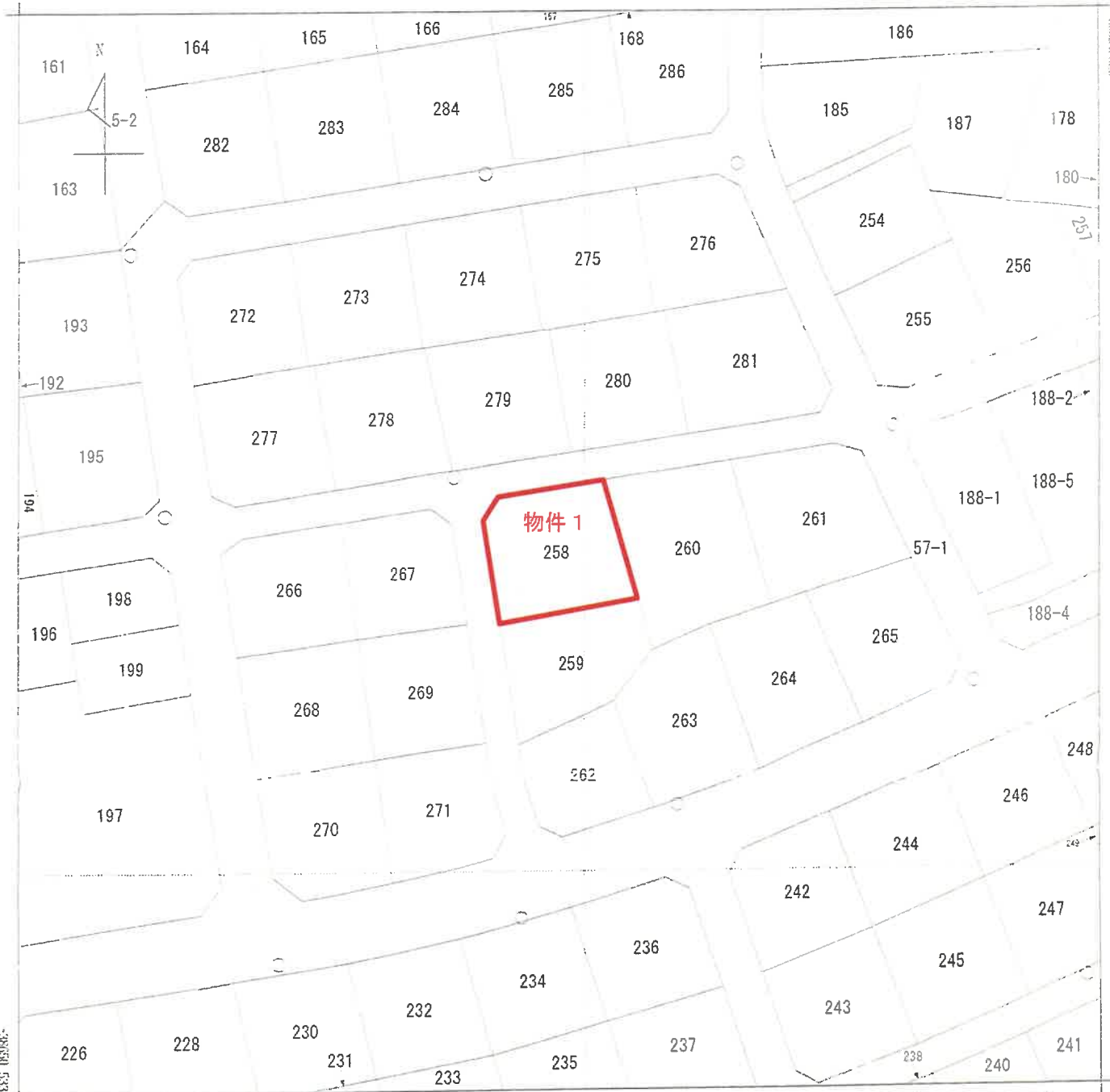
位置（所在）図



※ 国土地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

公図写

(座標値種別：測量成果) +94558.756



+94434.756 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出
山口3丁目

A 4 判に縮小

請求部	所在	宮古市山口三丁目				地番	258番			
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	令和3年12月10日			備付年月日(原図)	令和4年1月26日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月26日
盛岡地方方法務局宮古支局
登記官

地図整理番号：M04628
(1/1)



建物図面・各階平面図写

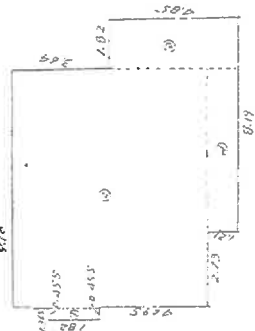
昭和49.2.22

登記年月日：昭和49年2月22日

614259

家屋番号	192	258
建物の所在	宮古市水子山田美古地町字孤山崎42番地	

宮古市山口三丁目 258



坪数換算

1	1.02	×	0.455	=	0.4641
2	7.10	×	7.28	=	51.6880
3	0.85	×	1.02	=	0.8670
4	6.32	×	1.21	=	7.6472
計					60.6663

A4判に縮小

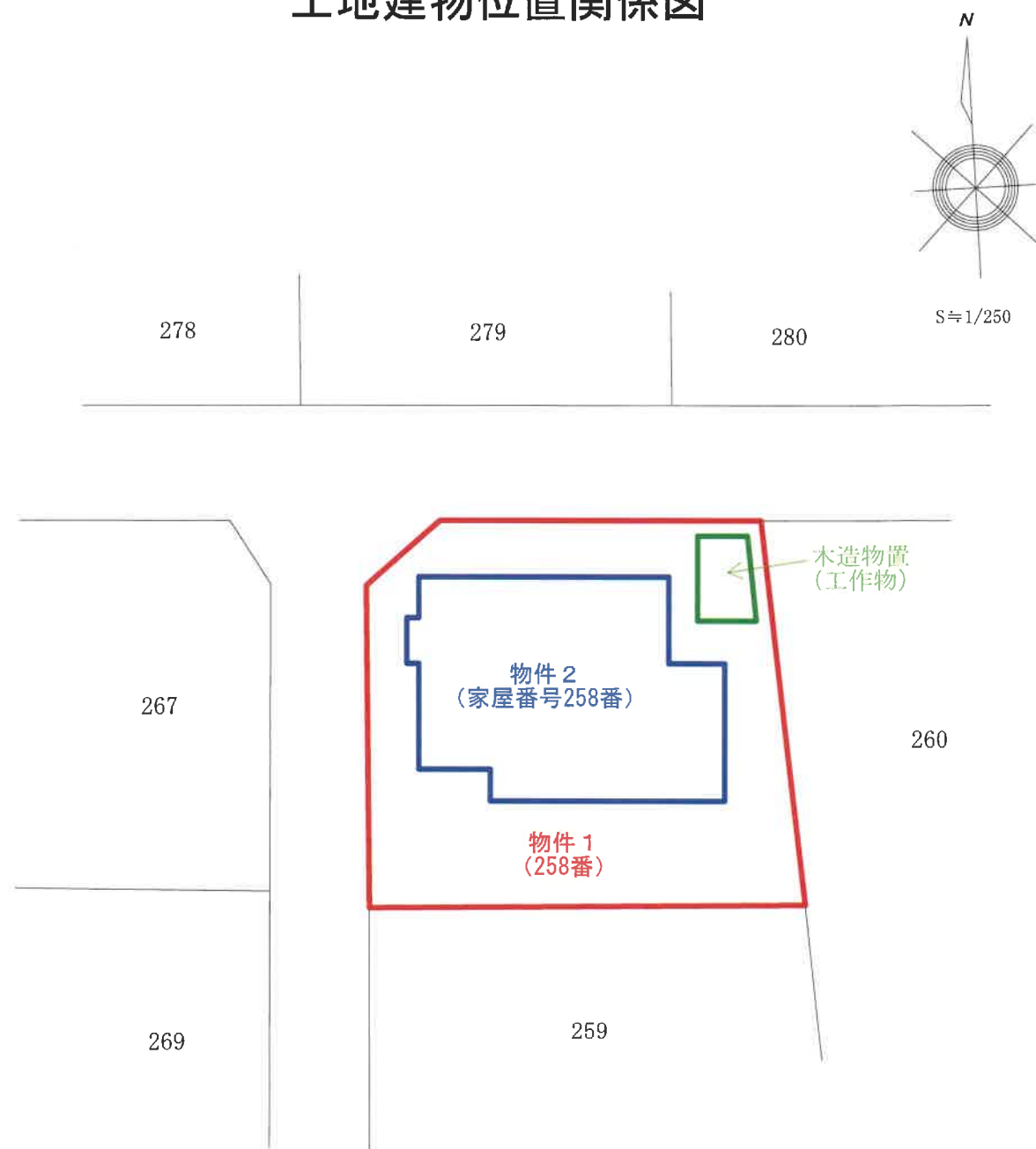
縮尺 1/200 1/500

(岩手県土地家屋調査士会刊紙)

549.2.22

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
昭和49年3月26日 盛岡地方支務局宮古支局 登記官

土地建物位置関係図



※ 土地の形状、建物等の位置関係は概略を表示したものである。

建物間取図

物件 2



※ 建物の形状、間取等は概略を表示したものである。